

本書は、電気事業法の規定にもとづき、ご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、電気標準約款〔低圧〕ならびに需給契約要綱もしくは選択約款を必ずお読みください。

なお、各種約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）でご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）ならびに需給契約要綱（以下「契約要綱」といいます。）もしくは選択約款（以下「契約要綱と総称して「契約要綱等」といいます。）、およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 原則として当社が提供するWebサービス「ほくでんエネモール」にご登録いただけます。
- (3) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
 - ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約にともないポイントなどが失効する場合があります。
 - ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
 - ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、標準約款および契約要綱等による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客

さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

5. 契約電流、契約容量または契約電力の決定方法

契約電流、契約容量または契約電力は、契約要綱等に定めるところにより、原則として次のいずれかにより決定いたします。

- (1) お客さまの申出により定める場合
 - 5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアの中から契約要綱等に定めるアンペアのうちのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 契約主開閉器の定格電流により定める場合
 - 契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約要綱等に定める算定方法により算定された値といたします。
- (3) 最大需要電力により定める場合
 - 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (4) 契約負荷設備により定める場合
 - 契約負荷設備の総容量にもとづき、契約要綱等に定める算定方法により算定された値といたします。
- (5) 電流制限器または電流を制限する計量器により定める場合
 - 電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき、契約要綱等に定める算定方法により算定された値といたします。
- (6) 協議により定める場合
 - 契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6. 料金の単価および算定方法

- (1) 従量制供給の場合の月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

- (イ) 契約電流、契約容量または契約電力によって 1 月単位（期間区分を設定している料金プランの場合は 1 月における期間区分単位）に決められた料金です。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
- (ロ) 融雪用電力 A（ホットタイム 19）、融雪用電力 B（ホットタイム 22）、融雪用電力 C（ホットタイム 19 エコ）、融雪用電力 D（ホットタイム 22 エコ）または融雪用電力 L（ホットタイム 22 ロング）の場合で、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合は、基本料金を申し受けません。また、最低使用期間は必ず基本料金を申し受け、まったく電気を使用しない場合であっても基本料金は半額とは

いたしません。

□ 電力量料金

- (イ) 1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。
- (ロ) 時間帯区分および期間区分を設定している料金プランの場合は、1月の時間帯別または期間区分ごとの使用電力量に、契約要綱等に定める時間帯別または期間区分ごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。また、定額料金および従量料金を設定している料金プランの場合は、1月の使用電力量のうち契約要綱等に定める定額料金適用電力量までは定額料金を、これをこえる使用電力量には従量料金を適用して算定いたします。
- (ハ) 燃料費等調整制度[※]にもとづき、次式で算定される燃料費等調整単価に1月の使用電力量を乗じた金額を燃料費等調整額として差し引き、または加えて算定いたします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価

※燃料費等調整制度

- ・火力発電に必要な原油、LNG および石炭の燃料価格の変動に応じて調整を行なう「燃料費調整」と、離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行なう「離島ユニバーサルサービス調整」とを合わせて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動きなどを要因とした燃料価格の変動に応じて、電気料金も変動します。
- ・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限はありません。）を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。
- ・離島ユニバーサルサービス調整は、原油の3か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し、調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。
- ・燃料費等調整単価の推移や燃料費等調整制度の詳細等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）をご確認ください。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。

- (2) 定額制供給の場合の月々の料金は、1月単位に定める金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、燃料費等調整額を差し引き、または加えて算定します。
- (3) 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。

- (4) 5時間通電機器、通電制御型機器、非蓄熱式電気暖房機器、深夜電力Bの通電制御型電気温水器、検知制御装置付融雪用機器または蓄熱式負荷設備を使用され、選択約款に定めるところにより料金割引の適用を受ける場合の月々の料金は、料金として算定された金額から選択約款に定める算定方法により算定された各割引額を差し引いたものといたします。

なお、5時間通電機器、通電制御型機器、非蓄熱式電気暖房機器および深夜電力Bの通電制御型電気温水器の料金割引は新規適用はいたしません。

また、5時間通電機器、通電制御型機器、非蓄熱式電気暖房機器、深夜電力Bの通電制御型電気温水器および検知制御装置付融雪用機器の料金割引は、2026年4月以降、順次適用を終了いたします。

- (5) 契約要綱に定めるところにより料金割引の適用を受ける場合の月々の料金は、料金として算定された金額から契約要綱に定める金額または算定方法により算定された各割引額を差し引いたものといたします。
- (6) 各料金プランの適用条件、料金単価等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している契約要綱等その他をご確認ください。

7. 検 針 日

検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者等があらかじめ定めた日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者等は、あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

8. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、従量制供給の場合は託送約款等に定める供給側検針期間または供給側計量期間、定額制供給の場合は託送約款等において供給側検針期間に準ずるものとされている期間（以下総称して「計量期間等」といいます。）とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

9. 使用電力量等の算定等

- (1) 使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者等が取り付ける記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

なお、時間帯区分および期間区分を設定している料金プランの場合は、料金の算定期間における時間帯別または期間区分ごとの使用電力量は、これに準ずるものといたします。
- (3) 料金の算定期間における最大需要電力は、託送約款等に定める接続供給電力（30分ごとの接続供給電力量の値を2倍した値）の最大値といたします。

- (4) 当社は、使用電力量等を 11（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (6) 時間常別電灯（ドリーム 8）でお客さまが希望される場合は、昼間時間（毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。）の開始時刻を前後 1 時間の範囲内で変更することができます。ただし、昼間時間の延長または短縮は行ないません。また、昼間時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から 1 年間については、原則として昼間時間の開始時刻を変更することはできません。
- (7) 時間常別電灯（ドリーム 8）、ピーク抑制型時間常別電灯（ドリーム 8 エコ）、3 時間常別電灯（e タイム 3）で、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。また、当該一般送配電事業者等が電気の供給を遮断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

10. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

11. 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を「ほくでんエネモール」の所定のページに請求情報等を掲載しお客さまに閲覧いただく方法その他の電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
- イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合
- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。
- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。
- イ (2)イの場合
 - 1 料金の算定期間および 1 契約につき 110 円 00 銭
 - ロ (2)ロの場合
 - 1 料金の算定期間および 1 契約につき 220 円 00 銭

12. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金については、原則として口座振替またはクレジットカードにより支払っていただきます。ただし、特別な事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

13. 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、

支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年 10 パーセントの延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたとき、または支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けられている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けさせていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

15. 需給開始後の需給契約の消滅または変更にとり合う料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さま（深夜電力 A、深夜電力 B、深夜電力 C および深夜電力 D のお客さまを除きます。）が、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。
- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

16. 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ 託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。また、ガスの需給契約を含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- 二 標準約款および契約要綱等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担

金等相当額その他標準約款および契約要綱等から生じる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

ホ 契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合

ヘ 契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）を定める契約種別の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めないとき。

ト 契約使用時間（契約上電気を使用できる時間をいいます。）を定める契約種別の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めないとき。

チ お客さまがその他標準約款および契約要綱等に反した場合

(2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものとしします。

17. 違 約 金

(1) お客さまが、16（解約等）ホ、ヘもしくはトまたは次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する需要に適用する契約種別を適用する場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

(2) (1)の免れた金額は、標準約款および契約要綱等に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

18. 損害賠償の免責

(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 託送約款等に定めるところによって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または標準約款および契約要綱等に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

19. 設 備 の 賠 償

(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

20. 需要場所への立入りによる業務の実施

(1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施する

ことを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他標準約款および契約要綱等によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

(2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

21. 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

22. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、標準約款に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じて申込みをしていただきます。この場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

23. 需給契約の廃止

お客さまが標準約款および契約要綱等にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

24. 需給契約の申込みの撤回

需給契約の申込みの撤回を希望される場合は、電話または当社所定の様式により当社へお申込みください。

なお、申込みのタイミングによっては需給開始となる場合があります。需給開始となる場合は、23（需給契約の廃止）にもとづき需給契約を廃止することができますが、需給開始以降、需給契約が消滅するまでの料金は、お客さまに支払っていただきます。

25. 信用情報の共有

標準約款および契約要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過しなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

26. 最低使用期間等

(1) 最低使用期間

イ 融雪用電力A（ホットタイム 19）、融雪用電力B（ホットタイム 22）、融雪用電力C（ホットタイム 19 エコ）または融雪用電力D（ホットタイム 22 エコ）の最低使用期間は、契約上電気を使用できる期間において継続する 3 月の料金の算定期間とし、原則として毎年 1 月の料金に係る計量期間等の始期から 3 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

ロ 融雪用電力L（ホットタイム 22 ロング）の最低使用期間は、契約上電気を使用できる期間において継続する 6 月の料金の算定期間とし、原則として毎年 11 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

ハ 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(2) 契約使用時間

イ 融雪用電力A（ホットタイム 19）または融雪用電力C（ホットタイム 19 エコ）の契約使用時間は、毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間といたします。

ロ 融雪用電力B（ホットタイム 22）、融雪用電力D（ホットタイム 22 エコ）または融雪用電力L（ホットタイム 22 ロング）の契約使用時間は、毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間といたします。

27. そ の 他

(1) 融雪用電力A（ホットタイム 19）、融雪用電力B（ホットタイム 22）、融雪用電力C（ホットタイム 19 エコ）、融雪用電力D（ホットタイム 22 エコ）、融雪用電力L（ホットタイム 22 ロング）、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力Cまたは深夜電力Dの場合、各選択約款に定める契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則として遮断いたします。

(2) 契約期間の満了に先だって、原則として適用を受ける契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(3) 契約要綱の契約種別から他の契約種別に変更された後 1 年間は、原則として他の契約種別に変更される前に適用を受けていた契約要綱を適用いたしません。

(4) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてお客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとづいて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めることはできません。また、お客さまの申出または契約主開閉器の定格電流にもとづいて契約電流、契約容量もしくは契約電力を定めた後 1 年に満たないお客さまについては、原則として最大需要電力にもとづいて契約電力を定めることはできません。

(5) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、標準約款および契約要綱等を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更

後の電気標準約款〔低圧〕ならびに需給契約要綱もしくは選択約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、標準約款および契約要綱等を変更する必要があるが生じた場合

ハ その他、標準約款および契約要綱等を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(6) 標準約款および契約要綱等を変更する場合には、当社は、標準約款および契約要綱等の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

(7) ほくでんエネモールでご利用いただける「エネモポイント」の付与および利用に関する諸条件は、ほくでんエネモール利用規約に定めるところによります。

なお、ほくでんエネモール利用規約は、ほくでんエネモールホームページ（www.enemall.hepco.co.jp）でご確認ください。

(8) 本書に記載のある事項のほか、お客さまからの申込みにおける契約締結前の供給条件の説明について電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等により行なうことがあります。また、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイト（「ほくでんエネモール」を含みます。）に掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

(9) 別途定めるキャンペーンの適用を受ける場合の適用条件、実施概要等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等に掲載しているキャンペーン実施規約をご確認ください。

(10) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要な事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、標準約款および契約要綱等に定めるところによります。

クーリングオフについて

次の事項は、「特定商取引に関する法律」に定める「訪問販売」および「電話勧誘販売」に該当する場合に適用となります。

1. お客様が「訪問販売」および「電話勧誘販売」で契約された場合、本書面を受領した日から 8 日を経過する日までの間は、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html）を通じてメールにより無条件での申込みの撤回または契約の解除を行なうこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力は、お客様が、書面を発信し、またはメールを通知したときから発生します。
2. 前項の場合、お客様は、
 - ① 解約手数料および違約金の支払いを請求されることがありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ④ すでに料金の一部または全部を支払っている場合は、すみやかにその金額の返還を受けることができます。
 - ⑤ 電気の供給にともない、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために、当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または当社が威迫したことによりお客様が困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面または当社のホームページ上のレインボーポストメールフォーム（www.hepco.co.jp/mailpost/mailpost.html）を通じてメールによりクーリングオフすることができます。

[お問い合わせ先]

- 電話によるお手続き・お問い合わせ
ほくでん契約センター
（電話番号）0120-12-6565
受付時間：平日 9：00～17：00
（休業日：土曜日・日曜日・祝日、5月1日、12月29日～1月3日）
- インターネットによるお手続き
（お引越、ご契約変更のお手続きなど）
当社ホームページ
（U R L）www.hepco.co.jp
受付時間：24 時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

北海道電力株式会社
（小売電気事業者登録番号 A0267）
所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

電気料金単価表(2025年10月1日実施)

＜ご家庭用の料金メニュー(標準電圧100Vまたは200V供給)＞
【自由料金メニュー】

契約種別・区分			単位	料金単価
エネとくポイントプラン	基本料金	10A	1契約	308円00銭
		15A	〃	517円00銭
		20A	〃	726円00銭
		30A	〃	1,144円00銭
		40A	〃	1,562円00銭
		50A	〃	1,980円00銭
		60A	〃	2,398円00銭
	電力量料金	120kWhまで	1kWh	35円69銭
		120kWhをこえ 280kWhまで	〃	41円98銭
		280kWhをこえる分	〃	45円70銭
	ポイント		電気料金 200円につき	1ポイント
エネとくSプラン	基本料金	10A	1契約	418円00銭
		15A	〃	627円00銭
		20A	〃	836円00銭
		30A	〃	1,254円00銭
		40A	〃	1,672円00銭
		50A	〃	2,090円00銭
		60A	〃	2,508円00銭
	電力量料金	150kWhまで(定額)	1契約	5,064円50銭
		150kWhをこえる分	1kWh	45円44銭

契約種別・区分				単位	料金単価
エネとくMプラン	B	基本料金	10A	1契約	418円00銭
			15A	〃	627円00銭
			20A	〃	836円00銭
			30A	〃	1,254円00銭
			40A	〃	1,672円00銭
			50A	〃	2,090円00銭
			60A	〃	2,508円00銭
		電力量料金	250kWhまで(定額)	1契約	9,280円50銭
			250kWhをこえる分	1kWh	45円11銭
	C	基本料金		1kVA	418円00銭
		電力量料金	250kWhまで(定額)	1契約	9,005円50銭
			250kWhをこえる分	1kWh	44円01銭
エネとくLプラン	B	基本料金	10A	1契約	418円00銭
			15A	〃	627円00銭
			20A	〃	836円00銭
			30A	〃	1,254円00銭
			40A	〃	1,672円00銭
			50A	〃	2,090円00銭
			60A	〃	2,508円00銭
		電力量料金	400kWhまで(定額)	1契約	15,764円00銭
			400kWhをこえる分	1kWh	44円44銭
	C	基本料金		1kVA	418円00銭
		電力量料金	400kWhまで(定額)	1契約	15,412円00銭
			400kWhをこえる分	1kWh	43円34銭

契約種別・区分					単位	料金単価
エネとく シーズン プラス	B	基本 料金	30A		1契約	1,287円00銭
			40A		〃	1,716円00銭
			50A		〃	2,145円00銭
			60A		〃	2,574円00銭
		電 力 量 料 金	冬 期 間	200kWhまで(定額)	1契約	7,651円00銭
				200kWhをこえる分	1kWh	46円88銭
			そ の 他 期 間	200kWhまで(定額)	1契約	6,881円00銭
				200kWhをこえる分	1kWh	41円38銭
		料金割引		エアコン割引額	1契約	330円00銭
	C	基 本 料 金			1kVA	429円00銭
		電 力 量 料 金	冬 期 間	200kWhまで(定額)	1契約	7,266円00銭
				200kWhをこえる分	1kWh	45円78銭
			そ の 他 期 間	200kWhまで(定額)	1契約	6,474円00銭
				200kWhをこえる分	1kWh	40円28銭
		料金割引		エアコン割引額	1契約	330円00銭
ふらっ とソー ラー プラン	基本 料金	4kW以下の場合			1契約	2,393円60銭
		4kWを こえる場合	最初の 8kWまで		〃	4,787円20銭
			8kWをこえる1kWにつき			598円40銭
	電 力 量 料 金	冬 期 間	1,000kWhまで(定額)		1契約	18,836円00銭
			1,000kWhをこえる分		1kWh	37円10銭
		そ の 他 期 間	500kWhまで(定額)		1契約	18,836円00銭
			500kWhをこえる分		1kWh	30円50銭
	ポイント	定額電力量未達1kWhにつき			付与率	5ポイント
エネとく スマート プラン	基本料金				1kW	486円20銭
	電力量料金		日中時間		1kWh	38円22銭
			夜間・日祝時間		〃	29円44銭

契約種別・区分				単位	料金単価		
e タイム 3 プラス	基本 料金	6kVAまで		1契約	3,036円00銭		
		7kVA・8kVA		〃	3,564円00銭		
		9kVA・10kVA		〃	4,092円00銭		
		10kVAをこえる1kVAにつき			558円80銭		
	電力 量料 金	午 後 時 間		1kWh	51円02銭		
		朝 晩 時 間		〃	43円61銭		
		夜 間 時 間		〃	26円74銭		
	料金 割引	暖房融雪 割引額	冬 期 間	電力量料金の (燃料費等調整前)		10パーセント	
				上限額	下表をご確認ください。		
		割引区分			割引上限単価 (円/kVA)		割引機器 上限容量
		ヒートポンプ式暖房機			1,375円00銭		5kVA
		ヒートポンプ式暖房機＋その他暖房機			825円00銭		
		ヒートポンプ式ロードヒーティング			880円00銭		
		その他ロードヒーティング			440円00銭		
		ヒートポンプ式暖房機＋ヒートポンプ式ロードヒー ティング			1,210円00銭		10kVA
		ヒートポンプ式暖房機＋その他ロードヒーティング			935円00銭		
		ヒートポンプ式暖房機＋その他暖房機＋ヒート ポンプ式ロードヒーティング			825円00銭		
		ヒートポンプ暖房機＋その他暖房機＋その他 ロードヒーティング			715円00銭		
エネ とく 動力 プラン	基本 料金	主開閉器契約		1kW	1,040円49銭		
		実量制契約		〃	1,716円99銭		
	電力 量料 金	主開閉器契約		1kWh	31円02銭		
		実量制契約		〃	31円02銭		
エネ とく スノー プラン	基本 料金	降雪期間		1kVA	1,144円00銭		
		その他期間		〃	1,034円00銭		
	電力 量料 金	降雪期間		1kWh	35円11銭		
		その他期間		〃	42円66銭		

契約種別・区分					単位	料金単価
Web・eプラス	B	基本料金	30A		1契約	1,254円00銭
			40A		〃	1,672円00銭
			50A		〃	2,090円00銭
			60A		〃	2,508円00銭
		電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	35円69銭
			120kWhをこえ 280kWhまで		〃	41円98銭
			280kWhをこえる分		〃	45円70銭
		料金割引		Web割引額	1契約	110円00銭
		最低月額料金			1契約	427円95銭
	C	基本料金			1kVA	418円00銭
		電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	35円69銭
			120kWhをこえ 280kWhまで		〃	41円98銭
			280kWhをこえる分		〃	45円70銭
		料金割引		Web割引額	1契約	110円00銭
		最低月額料金			1契約	427円95銭

【自由料金メニュー(選択約款)】

契約種別・区分				単位	料金単価
時間帯別電灯（ドリーム8）	基本 料金	6kVA以下の場合		1契約	1,971円20銭
		6kVAを こえる場合	最初の 10kVAまで	1契約	3,212円00銭
			10kVAをこえる1kVAにつき		431円20銭
	電力 量料 金	昼間 時間	最初の90kWhまで	1kWh	38円65銭
			90kWhをこえ 210kWhまで	〃	46円37銭
			210kWhをこえる分	〃	50円89銭
		夜 間 時 間		〃	26円21銭
	料金 割引	5時間 通電機器 の場合	蓄熱式 電気暖房器 電気温水器 など	1kVAにつき	132円00銭
				〃	176円00銭
		通電制御 型機器の 場合	電気温水器	〃	132円00銭
			蓄熱式 電気暖房器	〃	110円00銭
	最 低 月 額 料 金			1契約	431円20銭

契約種別・区分				単位	料金単価	
ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）	基本料金	6kVA以下の場合		1契約	1,971円20銭	
		6kVAをこえる場合	最初の10kVAまで	1契約	3,212円00銭	
			10kVAをこえる1kVAにつき			431円20銭
	電力量料金	ピーク時間		1kWh	83円51銭	
		昼間時間	冬期間	最初の90kWhまで	〃	35円58銭
				90kWhをこえ210kWhまで	〃	42円34銭
				210kWhをこえる分	〃	46円34銭
		その他期間	最初の90kWhまで	〃	38円65銭	
			90kWhをこえ210kWhまで	〃	46円37銭	
			210kWhをこえる分	〃	50円89銭	
		夜間時間		〃	26円21銭	
	料金割引	5時間通電機器の場合	蓄熱式電気暖房器	1kVAにつき	132円00銭	
			電気温水器など	〃	176円00銭	
		通電制御型機器の場合	電気温水器	〃	132円00銭	
			蓄熱式電気暖房器	〃	110円00銭	
		非蓄熱式電気暖房機器の場合（Ⅰ型）	冬期間	電力量料金からピーク時間帯電力量に対応する料金を除いたものの（燃料費等調整前）		20パーセント
				上限額	非蓄熱式電気暖房機器1kVAにつき	2,420円00銭
			中間期間	電力量料金の（燃料費等調整前）		10パーセント
				上限額	非蓄熱式電気暖房機器1kVAにつき	880円00銭
		非蓄熱式電気暖房機器の場合（Ⅱ型）	冬期間	電力量料金からピーク時間帯電力量に対応する料金を除いたものの（燃料費等調整前）		30パーセント
				上限額	非蓄熱式電気暖房機器1kVAにつき	3,300円00銭
	最低月額料金			1契約	431円20銭	

契約種別・区分				単位	料金単価	
3 時間 帯 別 電 灯 （ e タ イ ム 3 ）	基本 料 金	最初の10kVAまで		1契約	4,136円00銭	
		10kVAをこえる1kVAにつき			563円20銭	
	電力 量 料 金	午 後 時 間		1kWh	51円02銭	
		朝 晩 時 間		〃	43円61銭	
		夜 間 時 間		〃	26円74銭	
	料金 割 引	通電制御 型機器の 場合	電気温水器		1kVAにつき	176円00銭
			蓄熱式 電気暖房器		〃	132円00銭
		非蓄熱式 電気暖房 機器 の 場合 （Ⅰ型）	冬 期 間	電力量料金の （燃料費等調整前）		15パーセント
				上限額	非蓄熱式電気 暖房機器 1kVAにつき	2,420円00銭
			中 間 期 間	電力量料金の （燃料費等調整前）		10パーセント
				上限額	非蓄熱式電気 暖房機器 1kVAにつき	880円00銭
		非蓄熱式 電気暖房 機器 の 場合 （Ⅱ型）	冬 期 間	電力量料金の （燃料費等調整前）		25パーセント
				上限額	非蓄熱式電気 暖房機器 1kVAにつき	3,300円00銭
	最 低 月 額 料 金			1契約	431円20銭	
3 時間 帯 別 電 灯 （ e タ イ ム 3 ） 「 S プ ラン 」	基 本 料 金			1契約	4,136円00銭	
	電力 量 料 金	午 後 時 間		1kWh	51円02銭	
		朝 晩 時 間		1kWh	43円61銭	
		夜 間 時 間		1kWh	26円74銭	
	料金割引		Sプラン割引額		1契約	880円00銭
3 時間 帯 別 電 灯 （ e タ イ ム 3 ） 「 M プ ラン 」	基 本 料 金			1契約	4,136円00銭	
	電力 量 料 金	午 後 時 間		1kWh	51円02銭	
		朝 晩 時 間		1kWh	43円61銭	
		夜 間 時 間		1kWh	26円74銭	
	料金割引		Mプラン割引額		1契約	440円00銭

契約種別・区分				単位	料金単価
低圧時間帯別電力	基本料金			1kW	1,413円06銭
	電力量料金	昼間時間		1kWh	30円93銭
		夜間時間		〃	26円43銭
深夜電力	A	定額制供給		1契約	2,891円20銭
	B	基本料金		1kW	475円20銭
		電力量料金		1kWh	26円21銭
		料金割引	通電制御型電気温水器	基本料金と電力量料金の合計の (燃料費等調整前)	
				10パーセント	
	C	基本料金		1kW	530円20銭
		電力量料金		1kWh	26円74銭
	D	基本料金		1kW	321円20銭
		電力量料金		1kWh	25円25銭

契約種別・区分					単位	料金単価
融雪用電力（暖房用にもご利用いただけます）	A（ホットタイム19）	基本料金	最低使用期間（3か月）の1か月につき		1kW	915円20銭
			上記以外の期間の1か月につき		〃	332円20銭
		電力量料金			1kWh	29円44銭
		料金割引	検知制御装置付融雪用機器	基本料金と電力量料金の合計の（燃料費等調整前）		10パーセント
		B（ホットタイム22）	基本料金	最低使用期間（3か月）の1か月につき		1kW
	上記以外の期間の1か月につき			〃	354円20銭	
	電力量料金			1kWh	27円93銭	
	料金割引		検知制御装置付融雪用機器	基本料金と電力量料金の合計の（燃料費等調整前）		10パーセント
	C（ホットタイム19エコ）		基本料金	最低使用期間（3か月）の1か月につき		1kW
		上記以外の期間の1か月につき		〃	233円20銭	
		電力量料金			1kWh	32円65銭
		料金割引	検知制御装置付融雪用機器	基本料金と電力量料金の合計の（燃料費等調整前）		10パーセント
		D（ホットタイム22エコ）	基本料金	最低使用期間（3か月）の1か月につき		1kW
	上記以外の期間の1か月につき			〃	233円20銭	
	電力量料金			1kWh	31円22銭	
	料金割引		検知制御装置付融雪用機器	基本料金と電力量料金の合計の（燃料費等調整前）		10パーセント
	E（ホットタイム22ロング）		基本料金	最低使用期間（6か月）の1か月につき		1kW
		上記以外の期間の1か月につき		〃	387円20銭	
		電力量料金			1kWh	27円42銭
		調整契約	料金割引	低圧電力の場合	電力量料金単価に蓄熱電力量と蓄熱割引率を乗じたもの	割引率
低圧時間帯別電力の場合	夜間時間における電力量料金単価に蓄熱電力量と蓄熱割引率を乗じたもの			割引率	0.041	

■単価表のご利用にあたっての留意事項

【全般】

- ・料金単価は、消費税等相当額を含み、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。
- ・支払期日を経過して支払われる場合、その経過日数に応じて年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いいただきます。

【自由料金メニュー】

- ・エネとくポイントプランにおいてポイントの算定対象となる料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含みます）の合計金額といたします。
- ・エネとくSプラン、エネとくMプラン、エネとくLプランおよびエネとくシーズンプラスの電力量料金は、1か月間（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいいます）まったく電気を使用しない場合においても、定額部分を申し受けます。
- ・エネとく動力プランの契約電力が0.5kWの場合の基本料金は、契約電力1kWの場合の基本料金の半額となります。
- ・Web・eプラスおよびeタイム3プラスは、新規加入の受付を終了いたしました。

【自由料金メニュー（選択約款）】

- ・時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）、3時間帯別電灯（eタイム3、eタイム3〔Sプラン〕、eタイム3〔Mプラン〕）および低圧時間帯別電力は、新規加入の受付を終了いたしました。
- ・5時間通電機器および通電制御型機器の料金割引は、2013年9月30日をもちまして、新規適用の受付を終了いたしました。（集合住宅等において、引越しに伴うお客さまの変更や当社とご契約廃止後、再びご契約される場合等に割引を継続適用してきた特別措置についても、2018年3月31日をもちまして終了いたしました。）なお、5時間通電機器および通電制御型機器の料金割引は、2026年4月分料金をもちまして終了いたします。
- ・「非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型」と「非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型」は、2015年8月31日をもちまして、新規適用の受付を終了いたしました。なお、「非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型」は2026年5月分料金、「非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型」は2026年3月分料金をもちましてそれぞれ終了いたします。
- ・低圧時間帯別電力の契約電力が0.5kWの場合の基本料金は、契約電力1kWの場合の基本料金の半額となります。
- ・深夜電力、融雪用電力および低圧蓄熱調整契約は、新規加入の受付を終了いたしました。
- ・深夜電力Bの通電制御型電気温水器の料金割引は、2013年9月30日をもちまして、新規適用の受付を終了いたしました。なお、深夜電力Bの通電制御型電気温水器の料金割引は、2026年4月分料金をもちまして終了いたします。
- ・検知制御装置付融雪用機器の料金割引は、2026年4月分料金をもちまして終了いたします。
- ・融雪用電力の契約電力が0.5kWの場合の基本料金は、契約電力1kWの場合の基本料金の半額となります。